



第209期 定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場 所

大阪府中央区備後町三丁目2番6号
敷島ビル7階ホール

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、前年同様、株主総会へのご来場はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。

議決権につきましては、事前に書面またはインターネット等にてご行使ください。

株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたしますので、当社ウェブサイト(アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>)をご確認ください。

目 次

■ 第209期定時株主総会招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
■ 添付書類	
事業報告……………	17
連結計算書類……………	41
計算書類……………	43
監査報告書……………	45

シキボウ株式会社

証券コード：3109

株 主 各 位

証券コード 3109

2022年6月7日

大阪府中央区備後町三丁目2番6号

シキボウ株式会社

代表取締役
社長執行役員

尻 家 正 博

第209期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第209期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、前年同様、株主総会へのご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って書面またはインターネット等により、2022年6月28日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第209期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第209期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

株主様へのご協力をお願い

- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会へのご来場はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。
- ◎会場内は座席間隔を十分にとった配置とさせていただきますので、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。何卒ご理解のほど、お願い申し上げます。
- ◎株主総会会場においては、体温計による検温、マスクの着用、手指等のアルコール消毒等の感染防止措置へのご協力をお願いいたします。
- ◎発熱、咳等のある株主様については、ご入場をお断りする場合もございます。
- ◎運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ◎今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

インターネットの開示について

- ◎本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

動画配信について

- ◎株主総会報告事項の事業報告等につきましては、あらかじめ動画配信をいたします。当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

以下の4つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合



株主総会日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時開催

（受付開始は午前9時を予定しております。）



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちいただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合



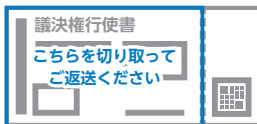
郵送によるご行使

行使期限

2022年6月28日（火曜日）

午後6時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



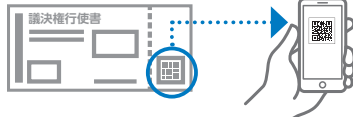
「スマート行使」によるご行使

行使期限

2022年6月28日（火曜日）

午後6時まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



詳細につきましては次頁をご覧ください。



インターネット等によるご行使

行使期限

2022年6月28日（火曜日）

午後6時まで

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

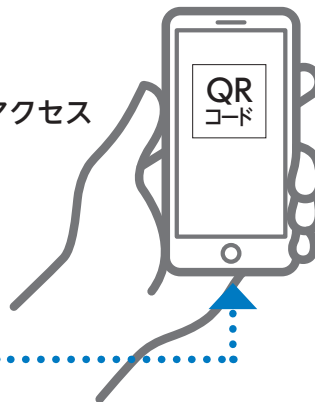
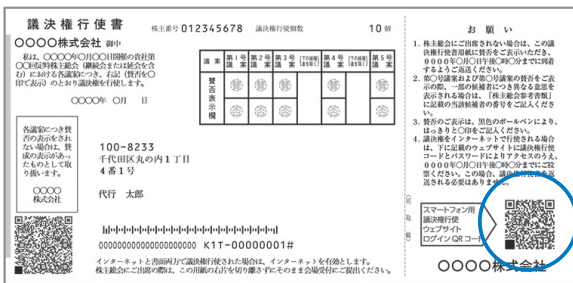
詳細につきましては5頁をご覧ください。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- ・書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネット等による方法で複数回、同一の議案について議決権を行使された場合は、行使期限内の最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

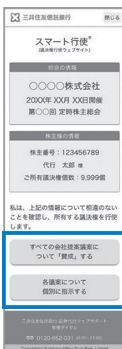
「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

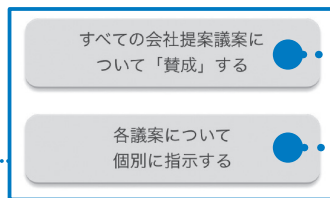


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

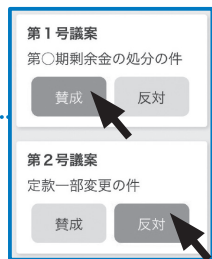
2 議決権行使方法を選ぶ



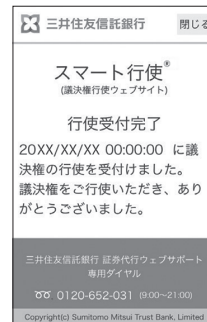
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了

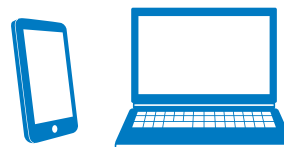


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度 QR コード[®]を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※ QR コードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。



- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- インターネット等による議決権行使は、2022年6月28日（火曜日）午後6時まで受付いたします。行使期限切れに備え、余裕をもってお早めに行使されるようお願いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、書面およびインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

1 WEBサイトへアクセス

*** よろこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトの利用にあたっては、「ご利用にあたっての議決権行使について」説明欄をご覧ください。
- 本サイトにログインする際は必ずお名前を登録してください。
- 本サイトにログインする際は、Webブラウザを起動してください。

[次へする](#)

2 ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、ログインボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
【電子メールにより宛先ごとの通知が実施されている株主様の場合は、宛先に通知電子メール本文に記載しております】

議決権行使コード:

[ログイン](#) [閉じる](#)

3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ログインパスワードは変更可能な場合があります。変更のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: パスワードを再入力してください

[次へ](#)

4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

バーコード読み取り機能を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。操作方法についてはお手持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適正な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、利益配分に関しては、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第209期の期末配当につきましては、当期の連結業績および今後の事業展開を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金40円 総額465,957,920円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(附則)	<p>(附則)</p> <p>第2条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役以外の取締役3名（全員）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役候補者の選任については、社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問委員会である人事委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。

また、監査等委員会から、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況等を評価したうえで、当社の監査等委員である取締役以外の取締役候補者として適任であると判断したという意見をいただいております。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の会社における地位および担当
1	再任	きよ はら みき お 清原幹夫	代表取締役会長
2	再任	しり や まさ ひろ 尻家正博	代表取締役社員
3	新任	か とう まもる 加藤守	上席執行役員

候補者番号

1

きよ はら みぎ お
清原 幹夫 (1959年8月13日生)

再任



所有する当社株式の数
 17,000株

略歴、当社における地位および担当

1983年4月	当社入社	2015年6月	取締役 上席執行役員
2011年6月	執行役員	2016年6月	代表取締役 社長執行役員
2012年6月	取締役	2021年6月	代表取締役会長 (現任)

取締役候補者とした理由

清原幹夫氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）、管理部門の要職を歴任した後、当社の代表取締役社長執行役員として当社および当社グループの経営を担ってまいりました。2021年6月から当社の代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な業務経験と優れた判断力・リーダーシップを生かして、取締役会の機能発揮に貢献しております。これらの経験は、取締役会の機能と実効性のさらなる向上の実現に資するものであり、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

しり や まさ ひろ
尻家 正博 (1965年4月10日生)

再任



所有する当社株式の数
 10,300株

略歴、当社における地位および担当

1988年4月	当社入社	2020年4月	執行役員 コーポレート部門経営戦略部長 兼 財務経理部長
2018年4月	総務部長	2021年4月	執行役員 コーポレート部門財務経理部長
2019年6月	執行役員 コーポレート部門経営管理部長	2021年6月	代表取締役 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

尻家正博氏は、当社において総務部門、財務・経理部門、経営企画部門等の要職を歴任し、ガバナンス体制の強化、円滑な事業運営等にご貢献してまいりました。その後、2021年6月に当社の代表取締役社長執行役員に就任し、当社および当社グループの業務執行に対して適切な監督を行うとともに、業務執行の指揮を執っております。当社および当社グループの事業に精通し、豊富な経験および高度な知識を有していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

か どう まもる
加藤 守

(1958年9月6日生)

新任



所有する当社株式の数
7,400株

略歴、当社における地位および担当

1982年4月	当社入社	2017年11月	上席執行役員 繊維部門長 兼 繊維部門総括部長
2010年4月	繊維部門衣料素材部長（ユニフォーム担当）		兼 グローバル事業推進室長
2015年6月	執行役員 繊維部門総括部長	2019年6月	上席執行役員 繊維部門長（現任）

取締役候補者とした理由

加藤守氏は、長年にわたり繊維部門（国内外）の要職を歴任し、2017年からは部門長として当社の繊維部門の事業運営に貢献してまいりました。また当社グループ会社（海外）の代表取締役社長として経営の経験も有しており、国際的な経営の経験および豊富な業務経験を有していることから、当社取締役として適任であると判断し取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役山條博通氏および野邊義郎氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の会社における地位
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="text-align: center;"> <small>の べ よし ろう</small> 野 邊 義 郎 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> </div> </div>	取 締 役 (監 査 等 委 員)
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>う の やす のり</small> 宇 野 保 範 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> </div> </div>	—
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>ほそ だ よし こ</small> 細 田 祥 子 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #cccccc;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員候補者</div> </div> </div>	—

候補者番号

1

の べ よし ろう
野邊 義郎 (1965年8月27日生)

再任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1989年10月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所入所	2006年7月	東陽監査法人社員
1996年2月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)大阪事務所退所	2011年4月	(株)トーホー社外監査役
1996年3月	野邊義郎公認会計士・税理士事務所開業(現在)	2011年5月	(株)クロノス監査役
		2012年9月	東陽監査法人代表社員
		2020年6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

野邊義郎公認会計士・税理士事務所 公認会計士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

野邊義郎氏は、公認会計士としての専門的な知識および豊富な経験と幅広い知見に加えて、複数の会社における社外監査役としての経験を生かして、既に2年間当社の社外取締役を担っていただいております。今後も当社の社外取締役として当社経営に対して独立した立場での助言、提言を期待して、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者番号

2

う の やす のり
宇野 保範 (1961年6月24日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

1984年4月	(株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2017年4月	(株)近畿大阪銀行 (現 (株)関西みらい銀行) 代表取締役副社長 兼 執行役員
2011年6月	同行執行役員 内部監査部担当	2019年4月	(株)関西みらい銀行 代表取締役 兼 副社長執行役員 経営企画部担当
2012年6月	(株)りそなホールディングス 執行役 内部監査部長	2020年4月	学校法人大阪青山学園 常務理事 (現任)
2016年4月	りそな決済サービス(株) 専務取締役	2021年7月	大阪青山大学 副学長 (現任)

重要な兼職の状況

学校法人大阪青山学園 常務理事
大阪青山大学 副学長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

宇野保範氏は、金融機関において内部監査部門・経営管理部門の要職を歴任され、ガバナンス体制の構築・強化の経験・見識が豊富であります。また、金融機関において代表取締役として経営に携わった経験も有している他、現在は常務理事として学校経営にも携わっていることから、経営に対する豊富な経験・見識を有しております。これらの実績を踏まえ、当社および当社グループの経営の監督およびコーポレートガバナンスのさらなる強化への貢献が期待できると判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほそ だ よし こ
細田 祥子

(1973年8月14日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者



所有する当社株式の数
0株

略歴、当社における地位および担当

2000年4月 浅田法律事務所（現 弁護士法人浅田法律事務所）入所
2006年4月 同事務所パートナー（現任）

2017年4月 大阪家庭裁判所調停委員（現任）
2021年11月 ㈱三宝化学研究所 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人浅田法律事務所 弁護士
㈱三宝化学研究所 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

細田祥子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見に加えて、社外取締役としての経験も有しております。また企業における社外通報窓口としての通報対応、不正調査・報告業務の経験から、社内不祥事への対応にも知見があります。これらの実績を踏まえ、独立した立場で特に適法性の観点から当社経営に対する助言、提言をいただけることを期待し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者の細田祥子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は高橋祥子氏であります。
3. 野邊義郎氏、宇野保範氏および細田祥子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野邊義郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 野邊義郎氏、宇野保範氏および細田祥子氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
6. 当社は、野邊義郎氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に再任した場合、同契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 宇野保範氏および細田祥子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、両氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続して更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保険者が負担することになる被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

ご参考 取締役候補者の選任に関する基準および手続き

当社は、コーポレートガバナンスの基本指針において定められた取締役の選任基準に基づき、人事委員会がその資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦し、取締役会が取締役候補者を選任しております。

(選任の基準)

1. 社内取締役

取締役会は、社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選定する。

2. 社外取締役

取締役会は、社外取締役の役割を十分に発揮するため、原則として次に掲げるいずれかの分野において高い知見、豊富な経験を有する者を選定する。

- (1) 企業経営
- (2) リスク管理、法令遵守等内部統制、企業倫理
- (3) 経理財務
- (4) 開発・技術・生産等の知見

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年9月末に緊急事態宣言が解除されたものの、年初にはまん延防止等重点措置が発出される等、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にありますが、ワクチン接種が進んだこともあり、景気はやや持ち直しの動きが見受けられました。しかしながら原材料やエネルギー価格の高騰等による経済活動への打撃に加え、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う影響はさらなる価格高騰を招き、世界経済後退の懸念が生じています。今後の状況によっては経済活動の停滞が長期化する可能性もあり、先行きへの警戒感が高まっております。

このような状況の中、当社グループではコロナ禍に対応するための緊急経営計画「Revival Plan 2020-2021」(通称：Revival 20-21)に取り組んでまいりました。

2年目となる本年度は、アフターコロナを見据えて、成長を「加速すること」、そして新たな事業やビジネスモデルを「新たに創ること」に挑戦いたしました。「加速すること」では、繊維セグメントは、衛生加工素材の拡販・定着やサステナブルで環境に配慮した製品の販売を、産業材セグメントの複合材料事業は、生産効率向上のための体制再構築を迅速に進めました。「新たに創ること」では、繊維セグメントにおいて、同業他社との企業間連携、ファッションブランドとの共同プロジェクト、海外市場への販売推進のため台湾での現地法人設立等、新たな取り組みを開始いたしました。また、産業材セグメントの複合材料事業においては、これまで航空機部材や電気絶縁材料等の製造で培った技術を活かし、航空機の部品やエンジン部品をはじめ、様々な分野におけるエネルギー消費低減に寄与する材料の軽量化に取り組んでまいりました。

以上のような施策を実施いたしました。しかしながら、コロナ禍の継続により、海外をはじめとする新規商流を開拓できなかったことやエネルギーおよび原材料価格高騰等

の外部要因が、「Revival 20-21」の目標値との乖離要因となりました。それに加えて当社の海外連結子会社である(株)マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアにおける火災による影響が損失拡大の一因となり、火災に伴う損失額を特別損失として計上いたしました。

その結果、売上高は356億70百万円（前期比6.4%増）、営業利益は13億56百万円（同13.3%増）、経常利益は10億38百万円（同10.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は49百万円（同399.3%増）となりました。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりです。

【繊維セグメント】

原糸販売事業は、国内産地向け販売の回復とともにベトナム協力工場を活用した「COTTON USA」を主とした差別化糸の海外販売が堅調に推移いたしました。国内生産糸はコストアップの影響が大きく、利益が圧迫されることとなりました。

輸出衣料事業は、中東民族衣装用生地輸出がほぼ回復、円安基調も追い風となり、第4四半期を中心に売上が好調に推移いたしました。

ユニフォーム事業は、ユニフォーム生地販売については市場での在庫過多が徐々に解消され、新規および企業制服更新の案件獲得等もありましたが、第3四半期以降原材料価格等の上昇により利益が圧迫されました。またニット製品販売についても市況は回復いたしましたが、コストアップに加え、有力な協力工場のあるベトナムのロックダウンによる納期遅延もあり、売上・利益ともに苦戦を強いられました。

生活資材事業は、リビング分野においては巣ごもり需要による販売増加のあった前年度と比較して需要が減少し、売上・利益ともにやや苦戦いたしました。リネンサプライ分野においてホテルリネンは苦戦したものの、病院リネンは堅調に推移いたしました。

メディカル分野は量販店向けフルテクトマスクの販売が引き続き順調に推移いたしました。

また、当社の海外連結子会社である(株)マーメイドテキスタイルインダストリー

インドネシアでの火災による一部操業停止のため、業績は当初計画より落ち込み、利益が減少いたしました。

以上の結果、繊維セグメント全体としての売上高は186億26百万円（前期比3.9%増）となり、営業損失は4億80百万円（前期は1億92百万円の営業損失）となりました。

【産業材セグメント】

産業資材部門では、ドライヤーカンバス事業は、主要顧客である国内製紙会社の生産設備の停機によって国内カンバス需要は縮小いたしました。操業に若干の回復が見られ、設備改造に伴う需要が取り込めたことに加えて、輸出が堅調に推移したことにより増収となりました。フィルタークロス事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が少ない官公需が底堅いことに加え、経済活動の活発化に伴う国内製造業の回復や新規取引先への販売拡大効果により、増収増益となりました。空気清浄機分野は、前年度に引き続き、スポット需要があったことから、堅調に推移いたしました。

機能材料部門では、化成品事業は中国向けの化学品需要が増加したとともに、食品用増粘安定剤が堅調に推移した結果、全体では増収となりました。複合材料事業は、電力分野等の複合材料部材は低調となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ航空機用途の需要が回復基調にあり、全体では増収となりました。

以上の結果、産業材セグメント全体としての売上高は120億22百万円（前期比11.3%増）となり、営業利益は6億79百万円（同174.9%増）となりました。

【不動産・サービスセグメント】

不動産賃貸事業、ゴルフ場事業および物流事業は、堅調に推移いたしました。一方でリネンサプライ事業は前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、苦戦いたしました。

以上の結果、不動産・サービスセグメント全体としての売上高は56億25百万円（前期比3.5%増）となり、営業利益は18億27百万円（同7.4%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりとなります。繊維セグメントでは品質向上および高付加価値化による競争力強化のため設備の更新を行いました。産業材セグメントの産業資材部門では、品質および生産効率向上のために、設備の更新および新規導入を行いました。機能材料部門では、化成事業における生産性向上のための設備更新を行いました。不動産・サービスセグメントではリネンサプライ事業におけるホームクリーニング分野での店舗の新規開設を行いました。

3. 資金調達の状況

当期は、長期借入により32億00百万円、社債発行により13億69百万円の調達を行う一方、49億59百万円の長期借入金返済、13億80百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は13億71百万円減少いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、240億37百万円（前期末比31億16百万円減）となりました。

4. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年7月26日を効力発生日として子会社である新内外綿株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。また、当社は2022年3月1日を効力発生日として子会社である株式会社マーメイド広海と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

5. 対処すべき課題

わが国経済の見通しについては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあるものの、ワクチン接種が進んだことにより、ウィズコロナの下、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくものと思われれます。また、ロシアによるウクライナ侵攻はエネルギー価格や原材料価格の高騰を招き、企業収益の圧迫は避けられないものと予想されます。

このような経営環境の中、当社グループでは、コロナ禍により、一時凍結しておりました「CG final 18-20」で想定していた前提条件や事業環境が大きく変化したことから、本年度を起点とします新中期経営計画「ACT I O N 2 2 - 2 4」を策定いたしました。本中期経営計画は、当社グループの方向性、価値観、存在価値などを長期ビジョン（ありたい姿）に描き、当社創立150年にあたる2042年に向けた長期ビジョン「Mermaid 2042」を策定し、その実現に向けた第一ステップとしての計画となります。

【長期経営ビジョン】

「Mermaid 2042」

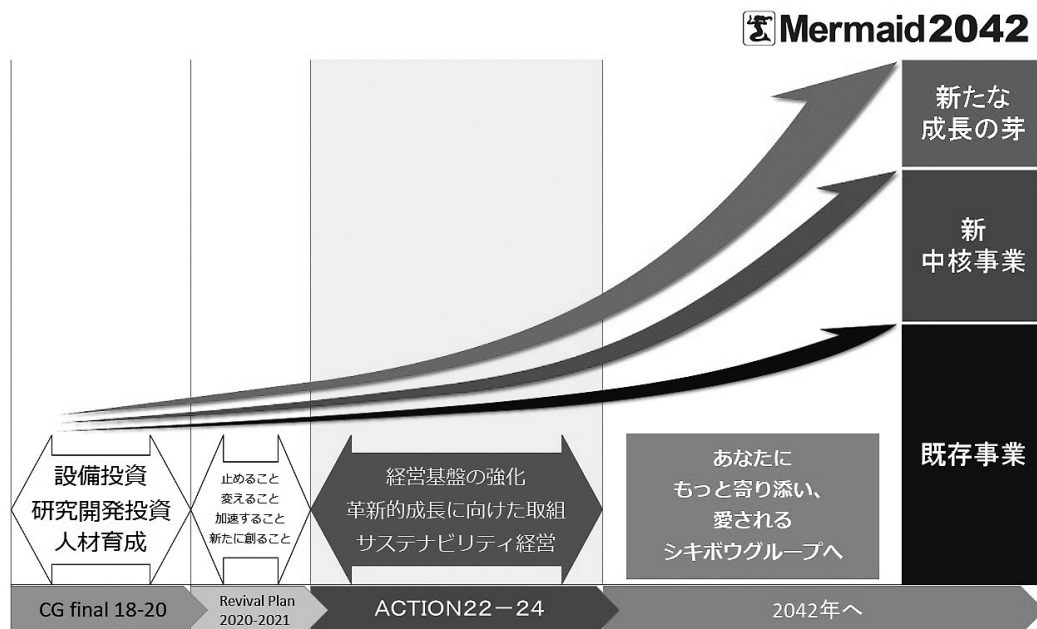
あなたにもっと寄り添い、愛されるシキボウグループへ

- ・従業員にもっと寄り添い、笑顔あふれる心豊かな人生の実現に貢献します
- ・お客様にもっと寄り添い、まだ見ぬ世界を当たり前にする技術で貢献します
- ・地球にもっと寄り添い、持続可能な社会に貢献します

【新中期経営計画の概要】

本中期経営計画においては、コロナ禍からの復活を目指すこと、長期ビジョンの実現に向けた成長のレベルをさらに加速させることとし、新たに創ること、新たに取り組むことに挑戦してまいります。新しい取組みや施策を従業員一人一人のアクション単位にまで分解し、全員参加で取り組んでまいります。それぞれが行動を起こし、成すべきことを成すことで計画達成につなげる意味を込めて、名称は「ACT I O N 2 2 - 2 4」といたしました。

〈 全体イメージ 〉



〈 基本方針 〉

① 経営基盤の強化

- ◆ 新中核事業と位置付ける化成品事業・複合材料事業のさらなる事業規模の拡大
- ◆ 新たな市場展開に向けた設備投資（化成品事業（主として食品分野）、リネンサプライ事業）
- ◆ 新規用途・新規市場開拓による顧客の増大
- ◆ 国内・海外のグローバルネットワークの連携強化による海外市場の開拓
- ◆ 資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直し
- ◆ さらなる財務基盤の強化
- ◆ 従業員の計画的育成による人的資本の充実
- ◆ 生産性・業務効率向上のためのデジタル投資

②次の革新的成長に向けた取組

- ◆新中核事業に続く新たな成長の芽の育成と研究開発の推進
- ◆グローバル展開、成長領域への展開を支えるための多様な人材の確保と育成

③サステナビリティ経営への取組

- ◆地球環境に配慮した製品や社会課題を解決する製品のさらなる開発と販売強化
- ◆カーボンニュートラル社会実現に寄与する設備投資
- ◆従業員のエンゲージメントの向上にむけた、やりがいや働きがいのある職場・制度づくり

本中期経営計画「ACTION 22-24」では、新中核事業と位置付ける化成事業を次のステージに成長させるため、主力の食品用増粘安定剤の販売拡大に向けた設備投資を行います。さらには新中核事業に続く新たな成長の芽の育成と研究開発を推進するなど、企業価値向上に向けた積極的投資を実施いたします。加えて事業管理指標ROI Cを導入し、資本効率を重視した既存事業の稼ぐ力の向上と事業ポートフォリオの見直しに注力し、経営基盤を強化いたします。また、多様な人材の確保と育成により人的資本の充実を図り、グローバル展開、成長領域への展開を進めてまいります。

また、サステナビリティ経営への取組みについては、持続可能な社会の実現に向け、長期ビジョン「Mermaid 2042」の策定にあたり、サステナビリティ経営への取組みについて議論してまいりました。当社グループの事業領域は多岐にわたっており、サステナビリティ経営の根幹を成すESG課題も多様かつ広範なことから、長期ビジョン策定段階より次代を担う各事業部門の若手従業員も参画したESG分科会において、ステークホルダーへの影響度と当社グループへの影響度を軸としたマテリアリティマップを作成し、当社グループが取り組むべきマテリアリティを特定いたしました。ESG分科会は、社外取締役を含む役員による長期ビジョン策定のための議論の場において、特定したマテリアリティについて答申いたしました。その後、社長執行役員が議長を務め、全執行役員により構成する経営会議においてマテリアリティについての議論を進めてまいりました。その結果として、優先的に取り組むべき6つのマテリアリティを特定いたしました。

〈当社グループのマテリアリティ（重要課題）〉

マテリアリティ	重点活動項目	関連するSDGs
気候変動対策 およびその緩和	温室効果ガスの排出量削減 環境配慮型商品の開発と販売拡大	       
資源循環型社会 実現への貢献	3R (Reduce, Reuse, Recycle) 推進による廃棄物削減とリサイクルシステムの市場への浸透	   
雇用 (働きやすさ)	ダイバーシティと機会均等 労働安全衛生活動の推進 人材育成と技術の伝承 人権の尊重	   
お客様の安全 衛生への貢献	安心で安全な製品・サービスの提供	
サプライチェーン マネジメント	厳格な品質管理や明確なトレーサビリティ管理 持続的な原材料調達および供給の実現 人権の尊重	  
コーポレート ガバナンスの 強化	コンプライアンスの徹底 経営の客観性と透明性の確保 情報セキュリティ対策の強化 リスクマネジメント活動の推進 腐敗防止	  

各マテリアリティと重点活動項目について具体的な対処方針と目標を定め、それらを事業戦略に組み込みます。加えてシキボウグループにおけるサステナビリティ経営に向けた取組みを統括し、定期的に取り締役会に報告、提案を行うための取締役会直轄の機関を設置し、サステナビリティ経営への取組みを推進してまいります。

本中期経営計画「ACTION22-24」の遂行により、最終年度2024年度の最終目標は、連結売上高420億円、営業利益25億円、経常利益22億円、親会社株主に帰属する当期純利益15億円を計画しております。

「繊維セグメント」は引き続き国内外の自社製造拠点を活用した「Made in shikibo」商品の開発・販売を推し進めてまいります。従来のサステナブル素材や衛生加工素材に加え、新たにフェムテック（※）素材にも重点をおき、他社との協業や連携による販路拡大やグローバルネットワークの強化による海外市場開拓にも注力し、事業拡大を図ります。

（※「フェムテック」とは、「Female（女性）」と「Technology（技術）」の二つの単語を掛け合わせた造語で、女性が抱える健康の課題をテクノロジーで解決できる商品やサービスのことを指します。）

原糸販売事業は、国内外生産拠点の連携を強化することにより差別化糸の開発と販売を推し進めつつ、海外市場に販路を拡大してまいります。また、昨年、当社の完全子会社となった新内外綿株式会社との協働により国内外の商圈拡大に努め、グループ全体の収益拡大を図ります。

輸出衣料事業、ユニフォーム事業および生活資材事業は、当社グループ工場の開発力を背景にサステナブルおよび衛生加工等の差別化素材の提案販売活動を強化し、既存販路での売上拡大に加えて新規販路構築に努めてまいります。また、ニット製品販売はベトナム協力会社への技術移管および指導を強化することにより品質面の優位性と差別化を図ってまいります。加えて海外における新たな縫製拠点の開拓も進め、さらなるグローバル展開を推し進めます。メディカル分野はマスクを中心としたフルテクト®商材の拡充を進めつつ、デオマジック®の新規販路構築も目指してまいります。

「産業材セグメント」では、産業資材部門は、原材料価格の高騰や国内製紙会

社の生産設備の停機により、厳しい環境が続くと予想されますが、段ボール製造用コルゲーターベルト、空気清浄装置等の新規開発商品の販売拡大に努めることで、引き続き主力のドライヤーカンバス事業およびフィルタークロス事業の国内トップポジションを堅持してまいります。また、今後は、販売活動を加速し、海外事業の商圏拡大に注力してまいります。

機能材料部門は、新中核事業に位置付けている化成品事業・複合材料事業について、長期ビジョン「Mermaid 2042」を見据えて、さらなる事業の拡大に向けた取組みを進めてまいります。化成品事業は、食品用増粘安定剤の生産能力増強を目的に設備投資を計画いたします。複数の多糖類を組み合わせた増粘用配合品などを製造するブレンド事業などで最新設備を導入し、今後ますます厳しくなると予想される顧客からの品質要求に対応すると共に、設備の自動化を進め、生産性向上に努めます。植物由来の増粘安定剤は安心・安全な食品添加物として需要拡大が見込まれる商材であり、新規商品の開発や新たな用途開発に取り組みます。複合材料事業は、航空機用途の需要が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大きく落ち込みましたが、中長期での市場拡大が見込まれる分野であり、引き続き設備の自動化や多能工化に傾注することで生産技術力・コスト競争力を高め、需要の取り込みを図ります。また、当社が持つ製造技術を生かし、省エネルギー化や軽量化が求められる輸送機器関連、インフラや一般産業関連等、様々な分野で研究開発を進め、市場開拓に取り組みます。

「不動産・サービスセグメント」では、アフターコロナを見据え安定的収益基盤の維持拡充を目指します。不動産賃貸事業、リネンサプライ事業、ゴルフ場事業、物流配送事業を安定的に運営するほか、リネンサプライ事業では、大阪・関西万博を見据えた事業拡大のための設備更新と増強に取り組みでまいります。

なお、2023年3月期の連結業績の見通しにつきましては、当社の海外連結子会社である(株)マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアでの火災に伴う損失額について保険金の受け取りを含んで算出しております。これにより、売上高は370億円（前期比3.7%増）、営業利益は17億円（同25.4%増）、経常利益は14億円（同34.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億円（前期は49百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）を見込んでおります。

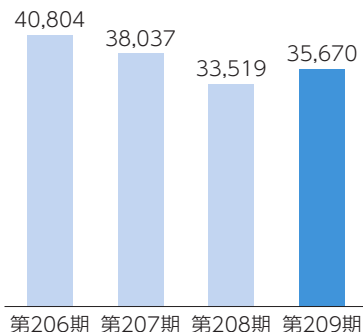
6. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第206期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第207期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第208期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第209期(当期) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
営業成績	売上高(百万円)	40,804	38,037	33,519	35,670
	経常利益(百万円)	2,112	1,573	936	1,038
	親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)	△1,425	961	9	49
	1株当たり当期純利益または当期純損失(△)(円)	△132.10	89.18	0.91	4.38
財産の状況	純資産(百万円)	32,460	32,549	31,855	31,808
	1株当たり純資産額(円)	2,884.12	2,902.35	2,869.61	2,745.79
	総資産(百万円)	84,949	85,128	82,679	81,596

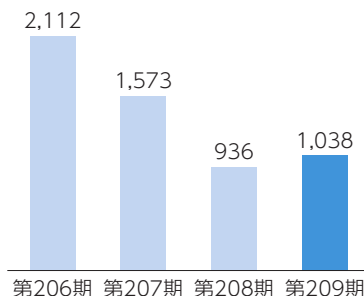
(注) 1. 株式報酬制度(役員向け株式給付信託)に関する株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益または当期純損失(△)の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2. 第209期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第209期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

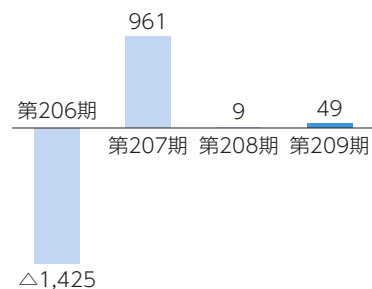
● 売上高(百万円)



● 経常利益(百万円)



● 親会社株主に帰属する当期純利益 または当期純損失(△)(百万円)



7. 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新内外綿株式会社	100百万円	100.00%	各種繊維製品の加工および販売
敷島カンバス株式会社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよびフィルタークロス等の販売
株式会社シキボウサービス	90百万円	100.00%	不動産の管理、損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
株式会社マーメイドスポーツ	100百万円	100.00%	ゴルフ場の経営
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリーニング
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、寝具類および寝装品の製造・販売
株式会社マーメイドテキスタイル インダストリーインドネシア	40,560千米ドル	98.03%	各種繊維製品の製造・販売

(注) 新内外綿株式会社(株式交換前当社出資比率52.16%)と当社は、事業機会拡大の相乗効果等を目的として2021年7月26日を株式交換の効力発生日とする株式交換を行い、同社は当社の完全子会社となりました。これにより同社は、株式会社東京証券取引所市場第二部において2021年7月20日付で上場廃止となりました。

(2) 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

8. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維セグメント	繊維素材、糸、生地、製品、生地加工、縫製加工
産業材セグメント (産業資材部門) (機能材料部門)	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス 工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業用機械、陶磁器
不動産・サービスセグメント	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送業、ゴルフ場、保険代理店業

9. 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

(1) 当 社

本 社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号
支 社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市）、長野事業所（長野県上伊那郡）

(2) 子会社等

繊維セグメント (国 内)	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区）
(海 外)	株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）、敷紡（香港）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司（以上、中国）、台湾敷紡股份有限公司（台湾）、ジェイ.ピー.ボスコ株式会社（タイ）
産業材セグメント (国 内)	東洋空気調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市）
(海 外)	敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービスセグメント	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市）

10. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,230名	82名減

11. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社りそな銀行	6,084
株式会社三井住友銀行	5,374
株式会社三菱UFJ銀行	3,389

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

II. 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,000,000株
- (2) 発行済株式総数 11,810,829株(うち自己株式 161,881株)
- (3) 株主数 13,394名
- (4) 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,262	10.84
シキボウ従業員持株会	534	4.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	408	3.51
シキボウ取引先持株会	331	2.84
株式会社 鴻池組	222	1.91
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	218	1.88
東京海上日動火災保険株式会社	183	1.57
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	129	1.11
後 藤 次 郎	105	0.91
シキボウ労働組合	100	0.86

- (注) 1. 当社は、自己株式を161,881株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は株式報酬制度 (役員向け株式給付信託) を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が当社株式64,782株を取得しております。なお、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
監査等委員である取締役以外の取締役	12,672株	2名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4)取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 上記は、退任した当社取締役に対して交付されたものであります。

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年7月26日を効力発生日とする新内外綿株式会社を当社の完全子会社とする株式交換により、当社自己株式598,684株を交付いたしました。

2022年3月1日を効力発生日とする株式会社マーメイド広海を当社の完全子会社とする株式交換により、当社自己株式184,960株を交付いたしました。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	清 原 幹 夫	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	尻 家 正 博	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	松 永 政 広	産業資材部門長
取 締 役 (常勤監査等委員)	竹 田 広 明	
取 締 役 (監査等委員)	山 條 博 通	泉州電業(株)常勤監査等委員
取 締 役 (監査等委員)	野 邊 義 郎	野邊義郎公認会計士・税理士事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)山條博通および野邊義郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)野邊義郎氏は公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、竹田広明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)山條博通および野邊義郎の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役(常勤監査等委員)邨上義一氏は、2021年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続して更新する予定であります。

当該契約は、第三者および当社に対する取締役の損害賠償責任のうち、被保

険者が負担することになる被保険者である取締役および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補の対象としております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めております。

(i) 決定方針決定の方法

決定方針は、任意の諮問委員会である人事委員会の諮問を経て、監査等委員会の審議の後、取締役会で決定しております。

(ii) 決定方針の内容の概要

決定方針は、同業または同規模の他企業の役員報酬水準を踏まえ、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社グループの将来価値の向上に資するための中長期的インセンティブとしての株式報酬で構成されております。

基本報酬の額は、株式配当可能な業績を前提として、各取締役（監査等委員を除く。）および執行役員が委嘱された役位、社会水準等を勘案した額とし、赤字が生じた場合は減額することがあります。

全社業績報酬の額は、全社業績および株式配当可能額を勘案して算定されます。部門業績報酬の額は、各事業部門の業績に応じてその部門を担当する取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の基本報酬の額に係数を乗じ算定されます。

これら指標は、当社グループの将来的価値の向上に資するものであることから、業績連動報酬の額の算定の基礎として選定しております。

基本報酬の額、全社業績報酬の額および部門業績報酬の額は、毎年6月に決定し7月から12カ月にわたり毎月同額を支給いたします。

株式報酬は、役員報酬に係る役員株式給付規程に従い、各取締役（監査

等委員を除く。) および執行役員の退任時期に当社株式を交付するもので、交付される株式数は、その委嘱された役位に応じて、月々株式ポイントを付与し、1ポイント1株として算定されます。

取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等における上記種類別の報酬割合は、人事委員会の答申および監査等委員会の意見に基づき、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬の割合が高くなるよう取締役会で決定しております。

業績連動報酬の額の算定に用いた指標に関する実績（2021年3月期）

(単位：百万円)

セグメント	繊維	産業材	不動産・サービス	調整	全社
売上	17,926	10,803	5,434	▲644	33,519
営業利益	▲192	247	1,702	▲560	1,196

(iii) 当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に具体的内容（個人別の基本報酬および部門業績報酬の額）の決定を委任しております。取締役会は、その決定にあたり代表取締役社長執行役員が人事委員会における答申および監査等委員会の意見を踏まえることを条件としており、当該事業年度に係る取締役（監査等委員を除く。）および執行役員の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであるとの判断をしております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員である取締役以外の取締役（3名）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第205期定時株主総会において月額2,400万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第208期定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（3名）を対象とし、

5事業年度で拠出する金銭の上限を1億円、取得する当社株式数の上限を12万株とする役員向け株式報酬制度について決議されております。

監査等委員である取締役（4名）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第203期定時株主総会において月額500万円以内と決議されております。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

委任を受けた者	2021年6月29日まで 同日以降	代表取締役 社長執行役員 清原 幹夫 代表取締役 社長執行役員 尻家 正博
委任された権限の内容	個人別の基本報酬および部門業績報酬の額の決定	
権限を委任した理由	代表取締役社長執行役員は、当社グループ全体の業績を把握しており、各取締役が担当する事業に対する評価を行うのに適任であるため委任しております。	
委任された権限が適切 に行使されるようにす るために講じた措置	① (iii) をご参照ください。	

④当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
監査等委員である取 締役以外の取締役	60	48	5	6	5
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	27 (9)	27 (9)	—	—	4 (2)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑤社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役（監査等委員）山條博通氏は泉州電業株の常勤監査等委員であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）野邊義郎氏は野邊義郎公認会計士・税理士事務所の公認会計士であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および期待される役割 に関して行った職務の概要

氏名および区分	出席状況	発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
山條 博通 取締役 (監査等委員)	取締役会 18回/19回 監査等委員会 17回/19回 人事委員会 (任意の諮問委員会) 1回/1回 新内外綿(株)を当社完全 子会社とする株式交換 に係る特別委員会 2回/2回	<p>取締役会および監査等委員会においては、主に金融機関での経験および事業会社の役員としての経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。(株)マーメイド広海を当社完全子会社とする株式交換に係る取締役会での審議においては、同社の完全子会社化による事業への影響および株式価値算定について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。また2042年に向けた長期ビジョンの策定においては特に若年従業員の意見尊重について示唆を行い、中期経営計画「ACTION 22-24」の策定段階においても、適宜必要な発言を行っております。</p> <p>人事委員会においては、付随する幹部従業員昇格プログラムへの参画に加え、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。新内外綿(株)を当社完全子会社とする株式交換に係る特別委員会においては、同社の完全子会社化による事業への影響および株式価値算定について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。</p>
野邊 義郎 取締役 (監査等委員)	取締役会 19回/19回 監査等委員会 18回/19回 人事委員会 (任意の諮問委員会) 1回/ 1回 新内外綿(株)を当社完全 子会社とする株式交換 に係る特別委員会 1回/ 2回	<p>取締役会および監査等委員会においては、主に公認会計士としての経験および事業会社での監査役としての経験に基づく見地から監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。(株)マーメイド広海を当社完全子会社とする株式交換に係る取締役会での審議においては、同社の完全子会社化による事業への影響および株式価値算定について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。また2042年に向けた長期ビジョンの策定においては特に若年従業員の意見尊重について示唆を行い、中期経営計画「ACTION 22-24」の策定段階においても、適宜必要な発言を行っております。</p> <p>人事委員会においては、付随する幹部従業員昇格プログラムへの参画に加え、上記見地から意見交換等必要な発言を行っております。新内外綿(株)を当社完全子会社とする株式交換に係る特別委員会においては、同社の完全子会社化による事業への影響および株式価値算定について、上記の見地から意見交換等必要な発言を行っております。</p>

④当社の報酬等

当事業年度において社外役員（2名）に支払った報酬の総額は9百万円であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人から受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア他6社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当年度の年間配当金は、前年度と同額の40円とさせていただきます。なお、今後とも株主の皆様の支援に報いるため増配を常に念頭におき事業の発展に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化および将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・効率化投資および厳しい経営環境に勝ち残るための新技術・新工法開発のために有効活用していきたいと考えております。

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,039	流 動 負 債	16,577
現金及び預金	5,081	支払手形及び買掛金	3,127
受取手形及び売掛金	6,946	電子記録債権	682
電子記録債権	1,873	短期借入金	7,863
商品及び製品	4,857	1年内償還予定の社債	1,290
仕掛品	1,703	未払費用	509
原材料及び貯蔵品	1,806	未払法人税等	366
その他	794	未払消費税等	439
貸倒引当金	△23	賞与引当金	561
		火災損失引当金	321
		その他の	1,414
固 定 資 産	58,557	固 定 負 債	33,209
有 形 固 定 資 産	55,516	社債	3,260
建物及び構築物	12,360	長期借入金	11,623
機械装置及び運搬具	1,801	リース債務	798
工具、器具及び備品	138	繰延税金負債	178
土地	39,859	再評価に係る繰延税金負債	6,236
リース資産	933	退職給付に係る負債	6,565
建設仮勘定	424	役員退職慰労引当金	62
無 形 固 定 資 産	285	修繕引当金	62
投 資 其 他 の 資 産	2,755	長期預り敷金保証金	4,145
投資有価証券	868	その他の	274
繰延税金資産	1,527	負 債 合 計	49,787
その他	413	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△54	株 主 資 本	19,923
資 産 合 計	81,596	資本	11,336
		資本剰余金	896
		利益剰余金	7,957
		自己株式	△266
		その他の包括利益累計額	11,883
		その他有価証券評価差額金	141
		繰延ヘッジ損益	5
		土地再評価差額金	13,381
		為替換算調整勘定	△1,224
		退職給付に係る調整累計額	△420
		非支配株主持分	1
		純 資 産 合 計	31,808
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	81,596

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売上高	35,670
売上原価	29,072
売上総利益	6,597
販売費及び一般管理費	5,241
営業利益	1,356
営業外収入	5
受取利息	24
受補助配当収入	103
営業外費用	99
支払利息	223
新型コロナウイルス感染症による損失	93
出向者人件費	15
株式交換関連費用	81
社債発行費用	30
雑経常支出	106
特別利益	551
受取保険金	1,038
固定資産売却益	54
その他	2
特別損失	0
火災損	784
固定資産除却損	4
投資有価証券売却損	8
その他	2
税金等調整前当期純利益	799
法人税、住民税及び事業税	295
法人税等調整額	△137
当期純利益	260
非支配株主に帰属する当期純損失	34
親会社株主に帰属する当期純利益	△14
	49

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		15,292	負 債 の 部		16,588
流動資産		15,292	流動負債		16,588
現金及び預金		2,270	支払手形		183
受取手形		302	買掛金		2,050
売掛金		4,775	電子記録債権		684
電子記録債権		1,183	短期借入金		4,000
商品及び製品		3,739	1年内返済予定の長期借入金		3,742
仕掛品		1,190	1年内償還予定の社債		1,290
原材料及び貯蔵品		402	リース負債		160
前払費用		24	未払金		452
未収入金		588	未払費用		205
関係会社短期貸付金		728	未払法人税等		303
その他の金		125	未払消費税等		338
貸倒引当金		△41	前払受取金		196
固定資産		62,124	預り金		2,473
有形固定資産		45,573	CMS預り金		110
建物		10,476	1年内返還予定の預り保証金		0
構築物		228	賞与引当金		393
機械及び装置		684	その他		3
車両運搬具		2	固定負債		30,797
工具、器具及び備品		73	社債		3,260
土地		32,932	長期借入金		11,497
リース資産		780	リース負債		659
建設仮勘定		395	再評価に係る繰延税金負債		5,924
無形固定資産		182	退職給付引当金		5,083
ソフトウェア		181	退職給付引当金の繰上り		57
その他の他		0	長期預り金の		4,144
投資その他の資産		16,368	その他		171
投資有価証券		422	負債合計		47,386
関係会社株式		12,918	純資産の部		
出資金		1	株主資本		17,197
関係会社出資金		1,132	資本金		11,336
長期前払費用		34	資本剰余金		977
繰延税金資産		1,770	資本準備金		977
その他の他		136	利益剰余金		5,150
貸倒引当金		△48	利益剰余金のうち繰上り		537
資産合計		77,416	繰越利益剰余金		4,612
			繰越利益剰余金のうち繰上り		4,612
			繰上り		△266
			自己株式		△266
			評価・換算差額等		12,831
			その他有価証券評価差額金		55
			繰延ヘッジ損益		6
			土地再評価差額金		12,769
			純資産合計		30,029
			負債及び純資産合計		77,416

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		25,045
売上原価			20,856
売上総利益			4,189
販売費及び一般管理費			3,083
営業外収益			1,106
受取利息		6	
受取配当金		81	
為替差益		25	
業務委託料		20	
補助金収入		11	
雑収入		54	
営業外費用			200
支払利息		223	
社債利息		17	
新型コロナウイルス感染症による損失		21	
出向者人件費		204	
雑支出		119	
経常利益			587
特別利益			719
固定資産売却益		0	
特別損失			0
固定資産処分損		1	
関係会社清算損		11	
投資有価証券売却損		8	
税引前当期純利益			20
法人税、住民税及び事業税		210	
法人税等調整額		△4	
当期純利益			699
			205
			493

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 上 眞 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 野 和 行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

P w C あ ら た 有 限 責 任 監 査 法 人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 上 眞 人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 野 和 行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第209期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第209期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

シキボウ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 竹 田 広 明 ㊟

監査等委員 山 條 博 通 ㊟

監査等委員 野 邊 義 郎 ㊟

(注) 監査等委員 山條博通及び野邊義郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



[会場]

大阪市中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール

[交通]

地下鉄御堂筋線
地下鉄堺筋線

本町駅下車
堺筋本町駅下車

● 3番出入口から徒歩約3分
○ 17番出入口から徒歩約5分

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、前年同様、株主総会へのご来場はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。